

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

源泉税

★ 弁護士報酬の源泉税課税漏れ税額の処理

Q. 弁護士に対する報酬を源泉税を差し引かずに全額支払っていたところ、税務調査で徴収漏れを指摘されました。源泉徴収の取扱いは、どのようになるのでしょうか？

A. 源泉徴収しなければならない者(弁護士、税理士、司法書士、社労士、設計士等)に対する報酬の支払いにおいて、源泉徴収しなければならないにも拘らず、源泉徴収しなかった場合は、その理由により、次のように取り扱われます。

①税額を徴収していなかった理由が、その徴収すべき税額を支払者が負担する契約となっていたことによるものである場合には、取引手取額により支払金額が定められていたものとして、その税引手取額を税込金額に逆算し、その逆算した金額をその報酬の支払金額とみなして源泉徴収税額を計算します。

支払金額100,000円

源泉税の計算

①報酬の総額 $100,000円 \div (1 - 0.1021) = 111,370円$

②源泉税 $111,370円 \times 10.21\% = 11,370円$

③差引支払額 $111,370円 - 11,370円 = 100,000円$

②その理由が、①以外のものである場合には、既に支払った金額のうちからその税額を徴収すべきであったものとし、既に支払った金額を基準として源泉徴収額を計算します。

支払金額100,000円

源泉税の計算

①源泉税 $100,000円 \times 10.21\% = 10,210円$

②差引支払うべき金額 $100,000円 - 10,210円 = 89,790円$

③相手に請求すべき金額 10,210円

この場合において、その計算した税額を納付した支払者が、その納付した税額につき相手方に請求しないこととしたときは、その請求しないこととした時においてその納付した税額に相当する金額を①の税引き手取額により支払ったものとし、その支払ったものとされる金額に対する税額を計算します。

相続税

★ 遺産分割と解決金

Q. 母が亡くなり、兄弟間で遺産分割協議をしていますが、話がまとまりません。私が不動産などの分けにくい財産を相続する代わりに、弟には解決金として現金を渡そうかと思っておりますが、何か問題ありますでしょうか？

A. 遺産分割協議書に、渡された現金は代償分割財産とわかるようにしておくことが必要です。

代償分割とは、共同相続人又は包括受遺者のうち1人又は数人が相続又は包括遺贈により取得した財産の現物を取得し、その現物を取得した者が他の共同相続人又は包括受遺者に対して債務を負担する分割の方法をいい、相続税では、代償財産を交付した者と交付を受けた者について、次のように取り扱うこととされています。

①代償財産の交付をした者…相続又は遺贈により取得した現物の財産の価額から交付した代償財産の価額を控除した金額

②代償財産の交付を受けた者…相続又は遺贈により取得した現物の財産の価額と交付を受けた代償財産の価額との合計額

したがって、遺産分割協議によって解決金を渡されるということであれば、その財産は代償財産となりますので、遺産分割協議書に記載しておくことが必要です。

遺産分割協議書に記載せずに財産の分割を行った後に内々でお金のやり取りをしますと、贈与と認定されることもありますので、注意してください。

その他

★ 役員報酬の決め方

Q. 役員報酬はどのような手続きを経て決められるのですか。期中で増減することはできますか？

A. 役員報酬は定款又は株主総会の決議によって決定します。期中の増減は可能です。

取締役に対する報酬は、会社法において、定款又は株主総会の決議によって、その額又は算定方法を定めなければ支給することができないこととされています。

したがって、定款又は株主総会の決議によって報酬を決めることになるのですが、実務では、定款に定めを置くのは稀で、株主総会で全取締役の報酬の総額を決議し、取締役会の決議で個々の取締役の報酬を決めるのが一般的です。

総額は、一度決議しておけば変更がない限り、翌年以降、あらためて株主総会の決議を経る必要はありません。

なお、報酬の額を増減する場合ですが、増額する場合は、株主総会で総額を定めている場合であれば、その総額内であれば増額することができますし、総額を超えるという場合には、あらためて株主総会の決議を経て増額ということになります。

また、減額する場合は株主総会で定めた総額内ですので問題ありませんが、減額する取締役の同意が必要になります。

ちなみに、報酬を増額減額する場合は、税務上増額減額する理由により、定期同額給与にならず、損金不算入の問題が発生する場合がありますので注意してください。

★ 定時株主総会の開催

Q. 当社では、定時株主総会を開催しておりませんが、何か罰則規定とかあるのでしょうか。期限を過ぎても開催してもいいのでしょうか？

A. 取締役に対して過料が課せられます。

定時株主総会とは、事業年度終了後に株主に対して事業報告をして計算書類の承認などを得るために行う株主総会をいい、開催時期は定款において定められています。

中小企業の場合は、手順を踏んで株主総会を行っているところはほとんどなく、開催期日についてもあまり意識したことがないかもしれませんが、定時株主総会を所定の時期に開催しなかった場合には、取締役等に対して100万円以下の過料が課されることとなっていますので注意しておいてください。

また、定款に記載された定時株主総会の開催時期までに株主総会を開催せず、期限を徒過して定時株主総会を開催した場合には、全株主が同意する場合を別として、召集手続きが定款に違反しているとして、株主総会決議取消の訴えが提起され無効になってしまうこともありますので、注意しましょう。

なお、定款に記載された定時株主総会の開催の定めは、株主総会の特別決議によって変更することができますが、一般的には、法人税の申告期限(事業年度終了の日の翌日から2か月以内又は提出期限の延長が認められる3か月以内)としているケースがほとんどです。

★ マイナンバー本人確認

Q. マイナンバー制度に伴い、本人確認が必要になるそうですが、どのような方法があるのですか？

A. 国税庁のホームページでは、本人確認の方法として次の10の具体例を示していますので、参考にしてください。

- ①事業者が顧客から対面により個人番号の提供を受ける場合で、個人番号カードの提示を受ける方法
- ②事業者が顧客から対面により個人番号の提供を受ける場合で、通知カードと身元(実在)確認書類として運転免許証などの写真表示のある書類の提示を受ける方法
- ③事業者が顧客から対面により個人番号の提供を受ける場合で、通知カードと身元(実在)確認書類として写真表示のない書類の提示を受ける方法
- ④個人番号の提供を依頼する書面を活用した本人確認
- ⑤社員カードのICチップを利用した身元(実在)確認
- ⑥知覚による身元(実在)確認
- ⑦メールにより個人番号の提供を受ける場合
- ⑧インターネットの専用ページによる場合
- ⑨社内ネットワークを利用する場合
- ⑩勤務先が従業員の遺族の代理人になる場合

マイナンバー本人確認方法

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/pdf/kakunin.pdf>